全日本合唱コンクール四国支部大会規定

第1章　総　則

第 1 条（名　称）

名称は第〇〇回全日本合唱コンクール四国支部大会（サブタイトル：第〇〇回四国合唱コンクール）とする。（以下支部大会と略す）

第 2 条（主　催）

主催は一般社団法人全日本合唱連盟四国支部・朝日新聞社とする。
なお、理事会の承認を得て開催地の自治体を加えることができる。

第 3 条（後　援）

後援は関係省庁・開催地の自治体及び自治体教育委員会など全日本合唱連盟四国支部理事会（以下、支部理事会と称す）で決定したものとする。

第 4 条（期　日）

開催日程は、原則として毎年9月中旬までに実施することとし、支部理事会において決定する。

第 5 条（開催地）

開催地は、原則として四国4県連持ち回りとし、支部理事会において決定する。

第 6 条（審査員）

審査員は5人とし、選出方法については別に定める。

第2章　部門・編成区分・出演人数

第 7 条（部門及び編成区分）

部門と編成区分は次のとおりとする。

1　中学校部門の編成区分
　混声合唱の部
　同声合唱の部
2　高等学校部門の編成区分
　Ａグループ（小編成の部）
　Ｂグループ（大編成の部）
3　大学職場一般部門の編成区分
　大学ユースの部
　室内合唱の部
　混声合唱の部

同声合唱の部

第3章　出演資格

第 8 条（出演資格）

出演合唱団は、全日本合唱連盟に所属する各県合唱連盟に加盟している合唱団で、各県において該当部門の代表として理事長の推薦を受けた合唱団、及びシード合唱団であること。

第9条（各部門の出演人数・合唱団資格）

各部門の出演合唱団の出演人数及び資格は次のとおりとする。

1　中学校部門

① 出演人数8名以上の合唱団

② 同一の中学校に在籍する生徒で編成する合唱団、または次条第6項に定める合同合唱団

③ 団体名には学校名を含めなければならない

2　高等学校部門

① Aグループは出演人数8名以上32名以下、Bグループは出演人数33名以上の合唱団

② 同一の高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団、または次条第6項に定める合同合唱団

③ 団体名には学校名を含めなければならない

3　大学職場一般部門

① 大学ユースの部

出演人数が8名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団

② 室内合唱の部

出演人数が6名以上24名以内で編成する合唱団

③ 混声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する混声合唱団

④ 同声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団

上記の出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

また、出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は、審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、支部長又は副支部長が判断して審査の対象とすることができる。

第10条（出演に係る条件）

出演に係る条件は次のとおりとする。

1　全部門を通じ、同一合唱団の出演は1回に限る。

2　中学校部門、高等学校部門においては、同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演単位でそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。

3　中高一貫校は中学校相当学年を中学校部門、高等学校相当学年を高等学校部門として扱う。

4　大学職場一般部門には、中学校部門、高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。

5　中高一貫校は高等学校部門に中学校相当学年を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した当該生徒は中学校部門に出演することはできない。

6　中学校部門、高等学校部門における合同合唱団は3校以内で編成する合唱団で、常時活動し、支部長が認めたものとする。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

第11条（指揮者・伴奏者・独唱者）

指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、中学校、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。

また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は第9条、第10条の出演資格を満たさなければならない。

第12条（シード合唱団の出演に係る条件）

前年度全日本合唱コンクール全国大会でシード権を獲得した合唱団は、全日本合唱連盟推薦合唱団として、県大会及び支部大会の審査を受けずに全国大会に出演できる。

1　シード合唱団は、前年度の全国大会に出演した編成区分を変更することはできない。

2　県大会及び支部大会には審査の対象外で出演しなければならない。

第4章　演奏

第13条（楽譜の購入）

高等学校部門・大学職場一般部門においては、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズ（課題曲集）を、出演人数分必ず購入して出場しなければならない。

第14条（演奏曲）

演奏曲は次のとおりとする。

1　中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

2　高等学校・大学職場一般部門の出演団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

3　課題曲は全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズ＜小学校版を除く＞を購入し、その中から1曲を選択して演奏しなければならない。

4　自由曲は、曲目及び曲数に制限はない。

5　出演者全員により、全曲を同じ種別（混声・男声・女声）で演奏するものとする。

第15条（演奏時間）

演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

1　中学校部門

演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。

2　高等学校部門

自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。

3　大学職場一般部門

自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

第16条（伴奏楽器）

伴奏楽器は自由である。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

第17条（演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止）

県大会・支部大会を通じて、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

第18条（出演順）

支部大会の出演順は、本大会開催年度の支部理事会で、支部役員の抽選により決定する。

第5章　県代表・支部代表

第19条（県大会から支部大会に推薦できる合唱団数）

1　すべての部門において、参加合唱団数の66％（端数四捨五入）を推薦団体数とする。ただし、大学職場一般部門については、大学ユースの部とそれ以外の部に分けてこの規定を適用することとする。

＊県大会参加の合計数	3団体まで	2団体
＊　〃	4～5団体	3
＊　〃	6	4
＊　〃	7～8	5
＊　〃	9	6

＊	〃	10～11	7
＊	〃	12	8
＊	〃	13～14	9
＊	〃	15	10
＊	〃	16～17	11
＊	〃	18	12
＊	〃	19～20	13

以下これに準ずる。

第20条（支部大会から全国大会に推薦できる合唱団数）

1　支部大会からの推薦団体数の上限は、支部傘下の県大会における参加団体数により次のとおりとする。

(1)中学校部門・高等学校部門

＊県大会参加の支部合計数　25 団体まで　2団体
＊県大会参加の支部合計数　26～50 団体まで　3団体
＊県大会参加の支部合計数　51～75 団体まで　4団体
以下これに準ずる。

ただし、編成区分（混声合唱の部・同声合唱の部、Aグループ・Bグループ）に各1団体以上含まなければならない。

(2)大学職場一般部門

① 大学ユースの部

＊県大会参加の支部合計数　15 団体まで　1団体
＊県大会参加の支部合計数　16～25 団体まで　2団体
＊県大会参加の支部合計数　26～50 団体まで　3団体
以下これに準ずる。

② 室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部

＊県大会参加の支部合計数　30 団体まで　3団体
＊県大会参加の支部合計数　31～50 団体まで　4団体
＊県大会参加の支部合計数　51～70 団体まで　5団体
以下これに準ずる。

ただし、3編成区分（室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部）に各1団体以上含まなければならない。

2　シード合唱団は、上記参加合唱団数及び推薦数のいずれにも含まれない。

第21条（編成区分の変更禁止）

出演団体は、県大会・支部大会を通じて編成区分を変更することはできない。

第6章　出演経費・審査と表彰・規定違反

第22条（参加料・出演経費）

1　参加料は次のとおりとする。

（1）　参加料は1団体 25,000 円と比例分担金（出演人数×500 円）とする。

（2）　参加料は申し込みと同時に納入するものとし、一旦納入した場合は原則として払い戻さない。

（3）　やむを得ない事情で支部大会が開催できなくなった場合、それまでに発生した費用を差し引いた金額を返金する。

2　その他の出演経費は、出演団体の負担とする。

第23条（審査と表彰）

1　審査方法については、別に定める。

2　支部大会出演の全合唱団を各部門、編成区分ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅賞いずれかの賞を贈る。

3　支部大会出演の全合唱団の中から最優秀団体を選び、全日本合唱連盟理事長賞を贈る。

4　この他に、特別賞を贈ることがある。

5　台風・地震等の影響により、支部大会を予定通り開催できない場合、支部長の判断により部門単位（大学職場一般部門のみ編成区分単位）で当年度の各県大会での演奏音源による審査に切り替えることができる。この場合、県大会での演奏音源がない場合は審査の対象外とする。

なお、部門（又は編成区分）の途中で中止となった場合は部門（又は編成区分）単位で審査をやり直す。

第24条（規定違反の扱い）

出演資格など本規定に違反したときは出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞や支部代表を取り消すことができる。

第7章　小学校部門について

第25条（小学校部門の開催・全国大会への推薦について）

当面の間、本大会において小学校部門は開催しない。全国大会小学校部門へは、支部傘下の県大会において開催された小学校部門の参加合唱団の中から1団体を全国大会へ推薦することができる。

第8章　その他

第26条（規定の改廃）

この規定の改廃は、支部理事会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

（附　則）

1　支部大会開催についての細則は、別に定める。

2　この規定は、1991年 2 月23日から施行する。

3　改定履歴

1992年 2 月11日

1993年 2 月11日

1994年 2 月11日

1996年 2 月10日（規定の統合・演奏時間の変更他）

1997年 2 月22日（大学部門のA・Bグループ制他）

1998年 2 月14日

2000年 2 月13日（参加料の変更）

2003年 2 月　8日（大学・職場・一般部門における支部大会への推薦団体数制限廃止）

2003年 5 月18日（規定全体構成見直し、出演資格、出演人数ほかの改定）

2008年 2 月　9日（大学部門のグループ制廃止）

2010年 2 月14日（文言の一部訂正、全体の体裁）

2012年 4 月　1日（支部名廃止に伴う改定）

2013年 2 月11日（全国大会開催規定見直しによる変更）

2014年 2 月　9日（大学職場一般部門における支部大会への推薦団体数設定、参加料比例分担金の変更）

2015年 2 月　8日（タイトルの変更）

2016年 2 月　6日（大学職場一般部門混声合唱の部・同声合唱の部人数制限の変更）

2019年 2 月　9日（小学校部門全国大会開催に伴う改定）

2020年 2 月　8日（全国大会開催規定の変更（開催・参加規定の分離、条文・文言の整理、中高合同合唱団人数制限）に伴う変更）

2021年 2 月13日（全国大会規定の変更（支部大会が開催できない場合の対応、同一校からの複数合唱団の参加等）に伴う変更）

〈細則〉1　審査員の選出

2　審査手順及び審査方法

3　実施についての覚書

4　大会委員会・大会実行委員会の設置

5　事務・会計処理規定

6　その他

全日本合唱コンクール四国支部大会実施に関する覚書

（期日）

1　原則として、9月中旬までに実施する。

2　やむを得ない事情のあるときは、支部理事会（以下、理事会という）において決定する。

（期日・会場の内示）

3　期日及び会場は、前年度コンクール終了までに決定する。

（要項の作成）

4　実施要項に重要な変更がある場合には、理事会を6月末までに開く。

5　実施要項は、支部事務局が作成し、7月上旬までに各県連あてに送付する。

（審査員）

6　審査員は5人とし、全員四国支部以外から招くものとする。（目安として、東京から1人、関西から2人、隣接支部から2人の計5人）

7　参加要項に審査員氏名を明記し、県大会終了以後これらの審査員から指導を受けることを禁止する。

8　理事会で審査員5人について順位を定め、支部事務局に推薦の依頼をし、その推薦に基づいて、支部長がこれを委嘱する。

9　同一の審査員を3年以上連続して委嘱しない。

10　支部コンクールの審査員長は、審査員会議において決定する。ただし、事情により、これを審査員の互選に任すことができる。

11　審査員の報酬は、次のとおりとする。

　審査謝金－－ 50,000 円／1日。　旅費・宿泊費－－実費

（審査及び表彰）

12　審査は、支部代表決定のための相対評価、表彰のための評価（金・銀・銅）について行う。

13　審査方法については、別に定める。

14　表彰は、金賞・銀賞・銅賞の3種とし、全参加団体に表彰状を授与する。

15　審査の結果は、相対評価の順位一覧表を各部門ごとに、各審査員名とともに公表する。

（経理）

16　このコンクール実施に伴う経理は、当番県連に委託する。

17　決算は、理事会で報告をしなければならない。

18　経理事務責任者は、当番県連理事長とする。

1987年8月　8日改定
1992年2月 11 日改定
1993年2月 11 日改定
2015年2月　7日改定

全日本合唱コンクール四国支部大会
審査手順 及び 審査方法

審査手順

１　審査は、先ず当支部代表団体決定のための相対評価を行っていただきます。

２　支部代表団体決定のための相対評価として、各部門の編成区分全参加団体について、第１位から最下位までの順位を決定していただきます。この場合、同順位はつけないでください。投票いただいた相対評価の順位一覧表は、各部門の編成区分ごとに各審査員名とともに公表させていただきます。

３　支部代表団体決定の方法は、別記『審査方法』の「代表団体の決定方法」によります。

４　次いで、上記により決定した相対評価の順位にもとづき、本コンクール参加団体の表彰のための審査を行っていただきます。（表彰は、金賞・銀賞・銅賞の３種とし、全参加団体に表彰状を授与します。）

５　審査員会議で各部門の支部代表団体及び表彰の賞が決定されましたら、その結果を当支部の責任において公表するため、当支部内の各県代表（理事長又はその代理役員）が、順位と賞名について確認させていただきます。

６　全日本合唱連盟理事長賞（賞状及びメダル、１団体のみ）は、上記の授賞とは別に、各部門の第１位と決定された団体の中から、審査員会議で投票により決定していただきます。

審査方法
審査の結果は、代表の決定、表彰のいずれも、審査員全員の投票にもとづいて判定する。

Ⅰ．代表団体の決定方法は、次のとおりとする。

１　各部門・各グループごとに全参加団体について、個別に対戦するいわゆる総当りリーグ戦方式で集計し、勝ち数の最も多い団体を第１位とする。
２　勝ち数の同じ団体が複数ある場合
　　該当団体の間において、直接対戦させ、その勝者を上位とする。
　　該当団体の間において、直接対戦させた結果、三すくみ等により、勝敗が決しない場合は、各審査員が投票した全参加団体相互間の個々の勝敗を合計した数（いわゆるセット率）により判定する。
３　以上の方法により決定し得ない場合は、審査員長の決するところによる。
４　第2位以下の決定についても、上記の方法に準じて行い、代表を決定する。

Ⅱ．表彰の決定方法は、次のとおりとする。

１　上記の方法で、決定された第１位から最下位までの順位にもとづき、金賞・銀賞・銅賞の区切りについて、各県代表（理事長又は代理役員）による合議で原案を示し、審査員の総意により、3種の賞を個々決定する。
２　その場合、それぞれの賞の数は、あらかじめ限定しないものとする。
３　支部代表に決定した団体には、金賞を与えることが望ましい。
４　上記の金賞・銀賞・銅賞の他に、特別な賞について審査を依頼することがある。

1992年2月11日　　改定
1992年8月　1日　　部分改定
2015年2月　7日　　部分改定
2019年2月　9日　　部分改定